

持分の継続性とプッシュ・ダウン会計

大 雄 智

1. はじめに

本稿の目的は、プッシュ・ダウン会計 (push down accounting) の適用事例を分析することにより、企業の財務諸表で新しい会計の基礎 (new accounting basis) が認識される条件を検討することである。現行の企業会計において、企業の資産 (のれんやその他の無形資産を含む)・負債が公正価値に評価替えされ、新しい会計の基礎が認識されるケースの典型は、パーチェス法 (取得法) による企業結合会計であろう。ただし、そこでは、取得企業の連結財務諸表において被取得企業の資産・負債が評価替えされるのであり、被取得企業の個別財務諸表における会計の基礎は変化しない。ところが、アメリカの会計実務では、被取得企業の個別財務諸表でもその資産・負債が評価替えされることがある。それがプッシュ・ダウン会計である。

プッシュ・ダウン会計では、企業の発行済議決権株式の所有 (ownership) に実質的な変化を生じさせる取引があったとき、その取引にもとづいて、その企業の個別財務諸表で新しい会計の基礎が認識される (AICPA, 1979, par. 1)。たとえば、企業が他の企業の発行済議決権株式を100%取得し、その企業を完全子会社化したとしよう。このとき、取得企業 (親会社) はこの取引をパーチェス法で処理し、連結財務諸表上、被取得企業 (完全子会社) の資産・負債を公正価値に評価替えする。ここで、プッシュ・ダウン会計を適用すれば、完全子会社の個別財務諸表でも、その資産・負債が親会社の支払対価 (取得原価) にもとづいて公正価値に評価替えされ、また、評価替えによる差額は払込資本として処理される。親会社の連結財務諸表上の会計処理が子会社の個別財務諸表にも押しつけられるわけである。

本稿では、1999年にジェネンテック (Genentech, Inc.) がロシュ (Roche Holdings, Inc.) に完全子会社化されたときに適用されたプッシュ・ダウン会計を分析し、企業の財務諸表で新しい会計の基礎が認識される条件とそれを支える基本的な概念について検討する。新しい会計の基礎が認識される条件は、事業投資の継続・非継続を判断するうえで、経済的資源に対する企業の支配と企業成果に対する株主の持分という二つの側面をどのように位置づけるかという問題と密接に関連する。本稿で検討するプッシュ・ダウン会計では、まさにそうした問題が顕在化する。

2. プッシュ・ダウン会計の概要とその基本的視点

SECのスタッフ会計公報トピック5J (Staff Accounting Bulletin (SAB) Topic 5J) によると、SEC登録企業は、一回もしくは一連の買収取引によって普通株式の実質的全体を取得された場合、プッシュ・ダウン会計を適用しなければならない¹。ただし、実質的に完全子会社化されたとしても、発行済みの債務証券や優先株式が市場で流通している場合には、プッシュ・ダウン会計は強制されない。また、実質的に完全子会社化されず、重要な非支配株主持分が存在する場合にも強制されない。すなわち、子会社の所有形態 (form of ownership) に対する親会社の支配が制約されるかもしれない場合には、プッシュ・ダウン会計の適用は強制されないのである。ただし、そうしたケースでもプッシュ・ダウン会計を適用することは容認されている。

問題は、子会社が実質的に完全所有される (substantially wholly owned) 状況をどのように識別するかであろう。これについては、FASBの発生問題専門委員会トピックD-97 (Emerging Issues Task Force (EITF) Topic D-97) でSECスタッフの解釈が明らかにされている。それによると、プッシュ・ダウン会計は、95%以上の株式を取得された場合に強制され、80%以上95%未満の株式を取得された場合に容認され、80%未満しか取得されなかった場合には禁止される。この問題についてはAICPA (1979, par. 33 (b)) でも議論されており、そこでの多数意見は、少なくとも90%の所有の変化が生じたときに、プッシュ・ダウン会計の適用が正当化されるというものであった。

また、一回の取引ではなく、一連の計画的な取引によって完全子会社化された場合、新しい会計の基礎をどのように確立したらよいのかも問題となる (AICPA, 1979, pars. 26-28)²。一つの方法は、それぞれの取引日における親会社の支払対価の合計にもとづいて子会社の資産・負債を評価替えするものである。それに対して、完全子会社化が完了した最後の取引日における子会社全体の価値を推定し、それにもとづいて評価替えする方法も考えられる。ほかにも、完全子会社化を予定した最初の取引日に遡って子会社全体の価値を推定し、それにもとづいて評価替えする方法も考えられる。これらのうち、伝統的な企業結合会計と整合的なのは最初の方法であり、後述のジェネテックのケースでもこの方法が採用されている。

プッシュ・ダウン会計に関するガイドラインの概要は以上のとおりであるが、そもそもなぜ、このような会計処理が必要とされるのであろうか。プッシュ・ダウン会計の最終的な結果は、新しい株主 (所有者) が子会社の純資産を取得するためだけに新しい会社を設立したケースと同じになる (Thomas and Hagler, 1988)³。たしかに、プッシュ・ダウン会計の支持者は、実質的な完全子会社化を、新しい株主が子会社の純資産を購入し、その事業を継続させるために新しい会社を設立したケースになぞらえている (AICPA, 1979, pars. 14-15)。だからこそ、子会社の資産・負債が親会社の支払対価にもとづいて公正価値に評価替えされ、かつ、評価替えによる差額が払込資本として処理されるのである。

また、プッシュ・ダウン会計の支持者は、企業の実質的な所有の変化を旧株主と新株主との

¹ プッシュ・ダウン会計の概要とそれをめぐる議論の要点については、大雄 (1986)、山地 (2000, 第3章)、杉本 (2005) でもレビューされている。

² そもそも、プッシュ・ダウン会計は、一回の市場取引によって被取得企業の大半の株式が取得されるケースで意味をなすものであるとの見解もある (Bragg, 2010, p. 687)。

³ ここでの株主は、一企業である場合もあれば、協力的な投資家グループである場合もある。

取引ととらえ、新株主の支払対価にもとづいて新しい会計の基礎を認識すべきだと主張する (Thomas and Hagler, 1988)。さらに、投資家や債権者が企業の新株主の成果を評価しようとするとき、古い会計の基礎による財務諸表はレリバントではないとの意見もある (Cunningham, 1984)。ここでは、プッシュ・ダウン会計によって子会社財務諸表の時系列比較が困難になったとしても、会計上、所有の変化が無視されるよりはましだと考えられているようである (Cunningham, 1984)。

このように、プッシュ・ダウン会計は、企業の実質的な所有の変化を新しい企業の設立ととらえ、新株主の観点から新しい会計の基礎を認識するものである。ここでは、企業の観点よりもむしろ株主の観点が重視され、事業投資の継続・非継続の判断が企業の所有者である株主の継続・非継続に依存している。それは、プッシュ・ダウン会計の反対者が、企業の実質的な所有の変化を、企業自体の取引によるものではないという理由で、財務諸表に反映させないのと同対照的である (AICPA, 1979, par. 18)。企業の株主が実質的に完全に入れ替わるという限界的状況において、企業自体の継続性よりも株主の継続性が重視される点は注目に値する。

ただし、こうしたアプローチの機能と限界については、現実にも目を向けながら証拠にてらして検討される必要がある。そこで、次節からは、ジェネンテックがロシユに完全子会社化されたときに適用されたプッシュ・ダウン会計の概要を記述し、問題の所在を明らかにしたい。なお、事例の記述にあたっては、ジェネンテックのアンニュアル・レポートおよび同社のウェブサイト (<http://www.gene.com/>) を参照している。

3. ジェネンテックの事例

ジェネンテックは、1976年に設立されたアメリカのバイオテクノロジー企業であり、バイオベンチャーのパイオニアといわれる会社である。同社の普通株式は、1980年にナスダックで新規公開され、その後、1988年からはニューヨーク証券取引所およびパシフィック証券取引所で取引されていた。1990年9月、同社の株式の60%がスイスの製薬会社ロシユに21億ドルで買収されたが、このとき、同社の普通株式1株は現金18ドルと同社の償還可能普通株式1/2株と交換された。1995年10月には、この償還可能普通株式1株が普通株式1株に転換されたうえで、ロシユ以外の株主が保有する普通株式1株が特別普通株式（コーラブル・ブットブル普通株式）1株に転換され⁴、それがニューヨーク証券取引所およびパシフィック証券取引所で取引されることになった。そして、1999年6月、同社はロシユ以外の株主が保有する特別普通株式の全部を38億ドルで償還し、それにより、同社はロシユの完全子会社となった。

以上が、ジェネンテックがロシユの完全子会社となった背景であるが、同社のアンニュアル・レポートには、特別普通株式の償還資金がロシユからジェネンテックに預託されたものであったことが記載されている。ロシユにはジェネンテックに特別普通株式を償還させる権利があり、

⁴ この特別普通株式は、あらかじめ決められた価格でそれを償還できる権利（コール・オプション）をジェネンテックに付与するとともに、償還権が行使されない場合には、それを償還させる権利（ブット・オプション）を株主に付与するものであった。ただし、後述のとおり、ジェネンテックとロシユとの合意により、ロシユにはジェネンテックに特別普通株式を償還させる権利が与えられており、償還にあたっては、その資金をジェネンテックに預託することになっていた。

それを行使するとともに償還資金をジェネンテックに支払い、それと交換に同社の新規発行普通株式を取得したのである⁵。以前のジェネンテックに対するロシユの持株比率が65%であったといわれているので、ロシユは38億ドルの対価で残りの持分を追加取得したことになる。ロシユは、当時の企業結合会計基準にしたがって、この取引をパーチェス法で処理し、のれんやその他の無形資産を認識している。

前述のとおり、SAB Topic 5Jによれば、このケースのように、取得企業が被取得企業の普通株式の全部を取得したとき、プッシュ・ダウン会計が適用され、被取得企業の財務諸表で新しい会計の基礎が認識される。被取得企業の財務諸表においても、その資産・負債が取得企業の支払対価にもとづいて公正価値に評価替えされるのである。後述のとおり、ジェネンテックのケースでは、同社がロシユの完全子会社となった1999年6月に、その資産・負債が公正価値に評価替えされ、のれんやその他の無形資産が認識されている。ただし、ジェネンテックは1999年の特別普通株式の償還以前に、1990年から1997年にかけて65%の株式をロシユに買収されている。そのため、プッシュ・ダウン会計の適用にあたっては、1999年の取引だけでなく1990年から1997年の取引も反映させなければならない。

ここで、ジェネンテックのプッシュ・ダウン会計の詳細を明らかにしよう。同社の1999年のアニュアル・レポートには、同社に対するロシユの持株比率が65%から100%に増加したため、プッシュ・ダウン会計を適用して同社の資産・負債を公正価値に評価替えし、同社の純資産簿価を超過するロシユの支払対価を財務諸表に反映させたと記載されている。具体的には、1999年12月期の連結貸借対照表に1,628,722千ドルののれんと1,453,268千ドルのその他の無形資産（いずれも償却累計額控除後）が計上され、さらに、連結損益計算書には1,207,700千ドルの特別費用（特別普通株式の償還に関連する費用）が計上されている（表1）⁶。ただし、ロシユの支払対価は、1990年から1997年の株式買収のために支払った対価と1999年の特別普通株式償還のために支払った対価の合計であり、それが各時期における取得持分にもとづいて配分されている。

⁵ ジェネンテックは、償還した特別普通株式と同数の普通株式をロシユに新規発行している。

⁶ ジェネンテック自体も子会社を所有しているため、連結財務諸表を作成している。

表1. プッシュ・ダウン会計適用後のジェネテックの連結財務諸表
連結貸借対照表

	(単位：千ドル)	
	1999年12月	1998年12月
資産		
流動資産		
現金および現金同等物	337,682	281,162
短期投資	405,003	606,544
売上債権	214,785	149,741
棚卸資産	275,245	148,626
繰延税金資産	81,922	38,849
前払費用等	11,870	17,036
流動資産合計	1,326,507	1,241,958
長期の市場性のある有価証券	1,214,757	716,888
有形固定資産（減価償却累計額控除後）	730,086	700,249
のれん（償却累計額控除後）	1,628,722	—
その他の無形資産（償却累計額控除後）	1,453,268	65,033
その他の長期性資産	201,101	131,274
資産合計	6,554,441	2,855,402
負債および株主資本		
流動負債		
仕入債務	33,123	40,895
見越負債	451,004	250,432
流動負債合計	484,127	291,327
長期債務	149,708	149,990
繰延税金負債	626,466	43,782
その他の長期性負債	11,335	26,458
負債合計	1,271,636	511,557
株主資本		
特別普通株式	—	1,010
普通株式	5,162	1,532
払込剰余金	7,191,766	1,588,990
留保利益	(2,173,622)	693,050
その他の包括利益累計額	259,499	59,263
株主資本合計	5,282,805	2,343,845
負債および株主資本合計	6,554,441	2,855,402

連結損益計算書

	(単位：千ドル)	
	1999年度	1998年度
収益		
製品売上高	1,039,095	717,795
ロイヤルティ	189,270	229,589
契約等	103,579	114,795
受取利息	89,434	88,764
収益合計	1,421,378	1,150,943
原価および費用		
売上原価	285,549	138,623
研究開発費	367,338	396,186
販売費および一般管理費	467,929	358,931
特別費用		
償還関連費用	1,207,700	—
訴訟和解金	230,008	—
償還関連経常費用	198,420	—
支払利息	5,360	4,552
原価および費用合計	2,762,304	898,292
税引前当期純利益	(1,340,926)	252,651
法人税費用	(196,398)	70,742
当期純利益	(1,144,528)	181,909

(出所) ジェネンテックのアンニュアル・レポート (1999年) より作成。

(注) 特別費用のうち償還関連費用には、仕掛研究開発費や従業員ストック・オプションに関連する費用が含まれる。また、償還関連経常費用には、のれんやその他の無形資産の償却費が含まれる。

表2はロシユの支払対価がジェネンテックの純資産簿価（ロシユの取得持分相当額）を超過する額を表わしており、また、表3はその超過額の配分を表わしている。これらの表のとおり、1990年から1997年の株式買収については、支払対価2,843.5百万ドルのうち2,276.9百万ドルが純資産簿価を超過する額であり、それが、のれん（1,091.2百万ドル）や仕掛研究開発費（500.5百万ドル）、開発製品技術（429.0百万ドル）などに配分されている。また、1999年の特別普通株式償還については、支払対価3,761.4百万ドルのうち2,925.0百万ドルが純資産簿価を超過する額であり、それが、のれん（1,228.4百万ドル）や仕掛研究開発費（752.5百万ドル）、開発製品技術（765.0百万ドル）などに配分されている。こうして、ロシユのパーチェス法による会計処理がジェネンテックの財務諸表にも反映され、その資産が大幅に増加したのである。

表2. 純資産簿価を超過する支払対価

(単位：百万ドル)

	取得時期		合計
	1990-1997	1999	
支払対価合計	2,843.5	3,761.4	6,604.9
純資産簿価（取得持分相当額）	(566.6)	(836.4)	(1,403.0)
純資産簿価を超過する支払対価	2,276.9	2,925.0	5,201.9

(出所) ジェネンテックのアンニュアル・レポート（1999年）より作成。

表3. 純資産簿価を超過する支払対価の配分

(単位：百万ドル)

	取得時期		合計
	1990-1997	1999	
棚卸資産	102.0	186.2	288.2
土地	—	16.6	16.6
仕掛研究開発費	500.5	752.5	1,253.0
開発製品技術	429.0	765.0	1,194.0
コア技術	240.5	203.0	443.5
開発ライセンス技術	292.5	175.0	467.5
熟練労働力	32.5	49.0	81.5
商標名	39.0	105.0	144.0
主要販売業者との関係	6.5	73.5	80.0
のれん	1,091.2	1,228.4	2,319.6
繰延税金資産	(456.8)	(629.2)	(1,086.0)
合計	2,276.9	2,925.0	5,201.9

(出所) ジェネンテックのアンニュアル・レポート（1999年）より作成。

一方で、これらの超過額（2,276.9百万ドルおよび2,925.0百万ドル）は払込資本（払込剰余金）の増加として処理されている。また、1990年から1997年の株式買収について認識されたのれんやその他の無形資産の償却累計額（1999年6月までののれんの償却累計額613.6百万ドルとその他の無形資産の償却累計額911.5百万ドル）は留保利益の減少として処理され、1999年7月以降の償却費および特別普通株式償還について認識されたのれんやその他の無形資産の償却費（のれんの償却費77.3百万ドルとその他の無形資産の償却費113.8百万ドル）はこの年度の費用として処理されている。なお、仕掛研究開発費は、当時の会計基準にしたがい、1990年から1997年の株式買収について認識されたものは留保利益の減少として処理され、1999年の特別普通株式償還について認識されたものはこの年度の費用（特別費用）として処理されている。表4は、プッシュ・ダウン会計に伴う留保利益の減額を表わしたものである。

表4. プッシュ・ダウン会計に伴う留保利益の減額

(単位: 百万ドル)

	取得時期
	1990-1997
仕掛研究開発費	(500.5)
のれんその他の無形資産の償却累計額 および棚卸資産の公正価値への修正	(1,221.6)
留保利益修正額	(1,722.1)

(出所) ジェネンテックのアンニュアル・レポート (1999年) より作成。

このように、ジェネンテックは、ロシユの完全子会社となった1999年6月にプッシュ・ダウン会計を適用して新しい会計の基礎を認識しているが、同年7月と10月にロシユがジェネンテックの株式を売却したため、12月にはロシユに66.1%の株式を所有される部分所有子会社に戻っている。同社の普通株式は1999年7月から再びニューヨーク証券取引所で取引されるようになったが、そこでの同社の財務諸表は以前とは大きく異なるものになっていたわけである。

4. 事業投資の継続性と利益測定

4.1 利益測定の基礎が改訂されるタイミング

問題は、ジェネンテックの事業投資の継続性と利益測定との関係である。前述のとおり、プッシュ・ダウン会計は、企業の実質的な所有の変化を新しい企業の設立ととらえ、新株主の観点から新しい会計の基礎を認識するものである。ジェネンテックのケースでは、ロシユによる完全子会社化が新しいジェネンテックを誕生させ、完全所有者となったロシユの観点から、その資産・負債が公正価値に評価替えされ、のれんやその他の無形資産が認識されている。そこで認識されたのれんやその他の無形資産は払込資本を増加させ、その償却費は将来の利益にチャージされることになる⁷。ジェネンテックの利益測定の基礎がそこで改訂されたといってもよい。よって以下では、事業投資の継続性にてらして、利益測定の基礎が改訂されるタイミングについて検討しよう。なお、利益測定の基礎が改訂される範囲については次項で検討する。

事業投資の継続・非継続を判断するうえでは、少なくとも、企業の属性と株主の属性の二面に着目することができる。ここでは、企業の属性として、経済的資源に対する支配に着目し、また、株主の属性として、企業成果に対する持分（権益）に着目しよう。このとき、プッシュ・ダウン会計では、企業成果に対する持分の移転によって事業投資の中断・再出発が擬制されているといえる。もし、経済的資源に対する支配の移転によって事業投資の中断・再出発が擬制されていたとすれば、ジェネンテックのケースでは、同社の経済的資源がロシユに支配された時点でプッシュ・ダウン会計が適用されることになる。それは、ロシユがジェネンテックの株式の過半数を取得した時点かもしれないが、一般には、株式の過半数を取得した時点と経済的資源に対する支配を獲得した時点が一致するとはかぎらない。

⁷ ただし、1990年から1997年の株式買収について認識されたのれんやその他の無形資産については、その償却累計額が留保利益にチャージされており、後述のとおり、プッシュ・ダウン会計が遡及的に適用されているといえる。

SECスタッフは、1972年に、企業の所有の変化に対する会計処理について会計連続通牒案を作成しており、そこでは、12か月以内に50%超の普通株式の売却があった場合、企業の所有に変化が生じたと推定して、新しい会計の基礎を認識するよう要求していた（AICPA, 1979, par. 11）⁸。現実にこの草案が公表されることはなかったものの、このようなSECスタッフの見解によると、ジェネンテックのケースでは、同社の株式の過半数がロシュに買収された時点でプッシュ・ダウン会計が適用されることになる。ただし、現行のプッシュ・ダウン会計と異なるのは、新しい会計の基礎を認識するための条件として、どの程度の持分の移転を要求するかであり、持分に着目する基本的なアプローチは変わらない。

このように、プッシュ・ダウン会計では、持分の継続性によって事業投資の継続性が判断されているが、ここで検討しなければならないのは、事業投資の継続性と段階的な持分の移転との関係である。そもそも、企業が比較的長期間にわたる段階的な持分取得によって完全子会社化されたとき、いつ、その企業の所有に実質的な変化が生じたと考えるかは微妙な問題である。制度上は、95%以上の株式が取得されたときに、企業の所有に実質的な変化が生じたとみて、プッシュ・ダウン会計の適用が強制されるが、その趣旨は、企業の所有形態を支配する主体が替わったときに、その企業の事業投資も中断されたと考えるということであろう。すなわち、株式の取得比率よりも、所有形態に対する支配の獲得のほうが本質的な条件なのである。

そうであるならば、ジェネンテックのケースについても、いつ、同社の所有形態がロシュに支配されたのかを検討しなければならない。それは、ロシュがジェネンテックを完全子会社化した時点と必ずしも一致するとはかぎらない。前述のとおり、1990年9月、ジェネンテックの株主は、保有普通株式1株を現金18ドルと償還可能普通株式1/2株と交換している。これは、ジェネンテックとロシュとの合意によるものであり、現金はロシュが支払い、償還可能普通株式はジェネンテックが新規発行した。そして、ロシュにはジェネンテックに償還可能普通株式を償還させる権利があり、償還にあたっては、その資金をジェネンテックに預託することになっていた。また、そうした権利のほか、ロシュには償還可能普通株式を市場で取得することも認められていたが、持株比率が75%を超えないことが条件とされていた。

その後、1995年10月、前述の償還可能普通株式1株が普通株式1株に転換されたうえで、ロシュ以外の株主が保有する普通株式1株が特別普通株式1株に転換された。これもジェネンテックとロシュとの合意によるものであり、この特別普通株式は、あらかじめ決められた価格でそれを償還できる権利（コール・オプション）をジェネンテックに付与するとともに、償還権が行使されない場合には、それを償還させる権利（プット・オプション）を株主に付与するものであった。そしてここでも、ロシュにはジェネンテックに特別普通株式を償還させる権利があり、償還にあたっては、その資金をジェネンテックに預託することになっていた。

このように、1990年9月以降、ジェネンテックの所有形態はロシュの影響下にあったといつてよい。支配下にあったとまで断定することはできないが、完全子会社化が完了した1999年6月までその所有形態をロシュが支配できなかったとみるのもまた疑問である。すなわち、ジェネンテックの事業投資は、完全子会社化以前に中断されフレッシュ・スタートしていたと解釈することもできるのである。そうであるならば、ジェネンテックの利益測定的基础が改訂され

⁸ さらにそこでは、100%未満の普通株式の売却によって所有の変化が生じた場合には、あたかも100%の普通株式が売却されたかのように売却価格を修正し、それにもとづいて資産・負債を全部評価替えることとされていた（AICPA, 1979, par. 11）

るタイミングは完全子会社化以前ということになる。ただし、その場合は、利益測定的基础を改訂する範囲が問題となる。

4.2 利益測定的基础が改訂される範囲

いま、ロシュがジェネンテックの株式の60%を取得した1990年9月にプッシュ・ダウン会計が適用されたと仮定しよう。このとき、あたかも100%の株式が取得されたかのように、ジェネンテックの資産・負債を全部評価替えするのか、それとも、60%の株式が取得された事実にしたがって、60%を評価替えし、40%を簿価のまま繰り越すのが問題となる。企業の所有形態に対する支配を獲得した時点で、実質的に全部の持分を取得したとみれば、利益測定的基础を全面的に改訂することになるが、旧株主と新株主との取引事実にてらせば、部分的に改訂することになる。なお、後者では、完全子会社化が完了するまで、段階的な持分の移転に応じて、そのつど利益測定的基础が改訂されていくことになる。

ジェネンテックのケースでは、利益測定的基础が改訂されたのは完全子会社化が完了した1999年だが、その時点のジェネンテック全体の推定価値にもとづいて全面的な評価替えが行なわれたわけではない。それぞれの取引時点の持分の取得比率と支払対価にもとづいて部分的な評価替えが行なわれ、それが最終的に統合されたのである。前述のとおり、1990年から1997年の株式買収について認識されたのれんやその他の無形資産はロシュの支払対価にもとづいて測定されており、また、留保利益にその償却累計額がチャージされている。そこでは、持分の取得比率と取得原価にもとづく部分的なプッシュ・ダウン会計が遡及的に適用されているといえる。

このように、従来のプッシュ・ダウン会計では、新株主の取得持分と支払対価にもとづいて部分的に利益測定的基础が改訂されている。企業の所有形態に対する支配が移転した時点で、非取得持分も含めた全持分の公正価値にもとづいて改訂されるわけではないのである。したがって、プッシュ・ダウン会計によって財務諸表に押しつけられるものは、新株主の持分の取得原価であり、このことはもっと強調されてよい。なぜならば、現行のFASBの企業結合会計基準(SFAS 141R)では、持分の取得原価を会計の基礎とするアプローチが後退しているからである。

現行のFASBの企業結合会計基準では、持分の継続性の観点が排除され、もっぱら支配の継続性によって企業結合の実質が判断されている(大雄, 2009, 261頁)。そこでは、経済的資源に対する支配が移転したときに、事業投資の継続性が中断されたとみなされる。したがって、もし、現行の企業結合会計基準と整合的にプッシュ・ダウン会計を適用するとすれば、取得企業が経済的資源に対する支配を獲得した時点で、被取得企業の利益測定的基础が改訂されることになる。持分の取得比率は、経済的資源に対する支配の移転を判断するための規準の一つとして着目されることになるう。

また、利益測定的基础が改訂される範囲は、持分の取得比率や取得原価に制約されない。一般に、経済的資源に対する支配はall or nothingタイプの概念と解釈されており、それによれば、支配が移転した時点で、被取得企業の利益測定的基础が全面的に改訂されることになる。すなわち、被取得企業の資産・負債が、新株主の取得持分や支払対価に制約されることなく、被取得企業全体の推定価値にもとづいて全部評価替えされるのである。したがって、100%未満の株式取得であっても、被取得企業ののれんが全部認識されることになる。こうした会計処理は、しばしば、現行の企業結合会計基準の基礎にある実体説(entity theory)あるいは経済的単一実体説(economic unit concept)の観点から主張されている(Smith and Saemann, 2007;

Nurnberg, 2010). そこでは、プッシュ・ダウン会計によって財務諸表に押しつけられるものは、取得企業が支配した経済的資源の公正価値である。

しかしながら、株主の持分よりも企業の支配に着目する現行の企業結合会計基準のアプローチでは、そもそも、プッシュ・ダウン会計を適用する余地はないと考えることもできる。現行の企業結合会計基準では、持分の主体である株主の観点よりも、支配の主体である企業の観点が重視されており、たとえば、合併会社と被合併会社株主との取引は合併当事会社間の取引とみなされる。となると、企業の実質的な所有の変化も企業の観点からとらえられ、被取得企業自体の取引によるものではないという理由で、それを被取得企業の財務諸表に反映させるべきでないということになる。そこでは、企業の実質的な所有の変化を旧株主と新株主との取引ととらえるというプッシュ・ダウン会計の論拠が成立しないのである。

5. おわりに

利益測定の基礎が改訂されるタイミングと範囲は、事業投資の継続・非継続を判断するための視点と概念に依存する。ジェネンテックのケースでも確認されたとおり、従来のプッシュ・ダウン会計では、持分の継続性によって事業投資の継続性が判断され、また、新株主の持分の取得原価が利益測定の基礎あるいは会計の基礎を構成していた。それに対して、現行のFASBの企業結合会計基準では、支配の継続性によって事業投資の継続性が判断され、取得企業が支配した経済的資源の公正価値が利益測定の基礎あるいは会計の基礎を構成しているといえる。そして、そうした基本的な概念の相違は、企業の所有に実質的な変化が生じたとき、それを会計の対象とすべき取引として認識するかどうかの判断に影響する。

このような議論はスピン・オフ (spin-off) にもあてはまる⁹。AICPA (1979, par. 31) によると、SECスタッフは、前述の会計連続通牒案において、スピン・オフを新しい会計の基礎を認識すべき取引とはみていなかった。スピン・オフとは、企業（分割会社）が事業を分離して新会社を設立し、その新会社の株式を分割会社の株主に配当として分配するものである。分離事業の成果に対する分割会社株主の持分は継続しており、その点を重視すれば、これは新しい会計の基礎を認識すべき取引ではない。しかしながら、分割会社が分離事業の経済的資源に対する支配を新会社に移転するのをもまた事実であり、その点を重視すれば、新しい会計の基礎を認識すべき取引ということになる。

このように、新しい会計の基礎を認識する条件は、事業投資の継続・非継続を判断するうえで、経済的資源に対する企業の支配と企業成果に対する株主の持分という二つの側面をどのように位置づけるかという問題と密接に関連する。そしてその問題は、本稿で議論したような限界状況において顕在化し、その処理には会計基準の基本的なアプローチが反映される。前述のとおり、従来のプッシュ・ダウン会計の論拠は、現行のFASBのアプローチとはうまく対応しない。となると、今後のプッシュ・ダウン会計の位置づけは、会計基準全体の体系を分析するうえで一つの注目すべきポイントになると考えられる。将来、プッシュ・ダウン会計が存続するとしても廃止されるとしても、その道筋は重要な検討課題となるのである。

⁹ アメリカにおける企業分割会計の実務とその背景にある基本的な概念については、山田（2012, 第11章）で検討されている。

引用文献

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (1979), Accounting Standards Division, Task Force on Consolidation Problems, Issues Paper, "Push Down" Accounting.
- Bragg, S. M. (2010), *Wiley GAAP 2011: Interpretation and Application of Generally Accepted Accounting Principles*, John Wiley & Sons.
- Cunningham, M. E. (1984), "Push-Down Accounting: Pros and Cons," *Journal of Accountancy*, Vol. 157, No. 6, pp. 72-77.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (2001), Emerging Issues Task Force, *EITF Topic No. D-97: Push-Down Accounting*.
- (2007), *Statement of Financial Accounting Standards No. 141 (revised 2007) : Business Combinations*.
- Nurnberg, H. (2010), "Certain Unresolved Ambiguities in Pushdown Accounting," *The CPA Journal*, Vol. 80, No. 9, pp. 14-21.
- Securities and Exchange Commission (SEC), *Codification of Staff Accounting Bulletins*. (Last updated as of March 2011)
- Smith, P. A. and G. Saemann (2007), "Implications of the Joint FASB and IASB Proposal on Accounting for Business Combinations," *The CPA Journal*, Vol. 77, No. 4, pp. 17-21.
- Thomas, P. B. and J. L. Hagler (1988), "Push Down Accounting: A Descriptive Assessment," *Accounting Horizons*, Vol. 2, No. 3, pp. 26-31.
- 大雄智 (2009) 『事業再編会計—資産の評価と利益の認識』 国元書房.
- 大雄令純 (1986) 「プッシュ・ダウン会計—未解決の連結問題」『税経セミナー』第31巻第13号, 8-13頁.
- 杉本徳栄 (2005) 「企業の組織再編とプッシュ・ダウン会計」『会計』第167巻第4号, 54-68頁.
- 山田純平 (2012) 『資本会計の基礎概念—負債・持分の識別と企業再編会計』 中央経済社.
- 山地範明 (2000) 『連結会計の生成と発展 (増補改訂版)』 中央経済社.

<付記> 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 (C)・課題番号23530571による研究成果の一部である。

〔おおたか さとる 横浜国立大学経営学部准教授〕
〔2012年5月14日受理〕